

産廃許可でお困りの方へ

産廃許可(積替え保管)申請ガイド

“うちの会社も積替え保管の許可取れるの？”

“積替え保管の許可が取れるのか、先ずはご相談ください”



たんげ そう行政書士・社会保険労務士事務所

〒185-0024 東京都国分寺市泉町1-11-21

<https://office-tange-s.com>



産業廃棄物（以下産廃）の積替え保管施設（仮置き場）の設置を考えている事業者様へ

産廃は収集した後は、どこに下ろすこともなく直接「処分場」に運搬することが原則なので、時に非常に「非効率的」となってしまいます。その比効率を解消する手段の一つが「積替え保管施設（俗にいう仮置き場）」と言われるもの設置許可を取得することです。

こんなお困りごとはありませんか？



産廃の収集運搬業許可を取得して、収集運搬業務はしているが、毎日毎日処分場には持っていくのは時間的・金銭的にも非効率的なので、ある程度溜めておける積替え保管施設をつくりたい。



産廃の積替え保管施設を作りたいけどどのような場所・施設がいいのか？
今ある土地・建物でも可能なのか知りたい。



産廃の積替え保管施設の許可を取りたいけれど、近くに経験のある行政書士がない。



産廃許可（積替保管）申請のステップ

STEP 01

お客様との
お打ち合わせ

STEP 02

役所への
事前確認・調査

STEP 03

必要書類のご案内

STEP 04

事業計画書の作成
及び提出

STEP 05

（役所の現場調査）

STEP 06

許可申請書の作成
及び提出

MERIT

01

実績と対応力



産廃積替え保管施設の設置許可をやっている行政書士は少ないですが、当事務所では東京都含めて、色々な自治体での産廃積替え保管施設設置許可申請の経験があります。

MERIT

02

豊富な経験



産廃の積替え保管施設の設置許可申請だけでなく、産廃の収集運搬業許可はもとより、産廃処分業の許可申請の経験も豊富です。

MERIT

03

事前調査と相談対応



産廃の積替え保管施設の設置許可申請は本格的に動き出す前に担当の役所との事前の確認・相談が必要不可欠です。当事務所では産廃積替え保管施設の許可が取れる場所なのか?建物なのか?の事前調査からご依頼可能です。

MERIT

04

安心のサポート体制



産廃積替え保管施設の設置許可を取った後の変更事項の届出や5年に一度ある「許可の更新申請」も事前のご案内などをしているので安心して本業に取り組んでいただけます。

当事務所は東京及び関東圏はじめ、全国対応しております

3 料金について



たんげ そう行政書士・社会保険労務士事務所におきましては、出来る限り事前のお見積りにて「明朗会計」とさせて頂きます。

事前調査料金 (行政府への確認)	事業計画書の作成	許可申請書の作成提出	申請手数料 (行政に納めるお金)
110,000円～ (+交通費)	550,000円～	330,000円～	81,000円～

その他登記簿謄本などの実費

行政府によって必要な手続き・書面が異なるので、詳細見積りは事前調査後に改めてのお見積りとなります。



行政書士丹下聰は2011年の開業以来一貫して産業廃棄物関連許可と建設業関連許可に専門特化しており、多くのお客様の許認可に携わっております。2024年からは社会保険労務士事務所も併設し、産廃業者様及び建設業者様の許可取得後の社内的人事・労務管理業務のお手伝いもさせて頂き、お客様の本業への注力をサポートさせて頂いております。

事務所名 | たんげ そう行政書士・社会保険労務士事務所

代表者名 | 丹下 聰 (東京都行政書士会 第11080658号／東京都社会保険労務士会 第13240023号)

所在地 | 〒185-0024 東京都国分寺市泉町 1-11-21

電話番号 | 携帯：070-6467-1285 固定電話・FAX：042-321-2962

取扱業務 | 主に許認可手続きなど起業に関する業務を取り扱っています。

※産業廃棄物関連許可及び建設業関連許可を合わせると合計500件以上の案件に関わらせて頂いております

- ・産業廃棄物関連の許可申請
(収集運搬業から積替え保管施設の設置及び処分業の許可申請まで対応します)
- ・建設業許可
- ・経営事項審査の申請及び点数アップの相談業務
- ・古物商許可
- ・株式会社及び一般社団法人の設立
- ・就業規則作成
- ・会社の給与計算、入退社の手続き等の労務管理その他労務相談

営業時間 | 月曜日～金曜日 9:00～19:00 (土・日曜日も事前予約の上面談可能です)

